三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市雲岩寺字仲ノ沢八〇八の一七、八〇八の一八、八〇八の二九、八〇八の三〇、字桧沢八一〇の七〇、八一〇の七一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市雲岩寺字阿津地ケ平八〇三の一、八〇三の三、八〇三の四、字石原八〇四、字小桧沢八〇六の五から八〇六の七まで、八〇七の五から八〇七の七まで、八〇七の九、八〇七の一三、八〇七の一五、八〇七の一八から八〇七の二一まで、八〇七の二三、八〇七の二四、八〇七の二七から八〇七の三〇まで、字桧沢八二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町大山田下郷字苗ノ沢二七八八、二八一三の一、二八一三の二、二八二八の三、二八二九から二八三一まで、二八三三、二八三四の一、二八三四の三、二八三五、二八五〇の三〇から二八五〇の三三まで、二八五〇の三七、二八五〇の四六から二八五〇の四九まで、二八五〇の五五、二八五〇の六三、二八五〇の六七、二八五〇の八〇、二八五〇の八三、二八五〇の八六、二八五〇の八九、二八五〇の九五、字間越三〇二一、三〇二四の一、三〇二七、三〇三一から三〇三三まで、三〇三六、三〇四二、三〇四四、三〇四五、三〇五〇、三〇五二、字大沢二八九九、二九〇三、二九〇六から二九〇八まで、二九〇九の一、二九一〇、二九一二、二九一四の一、二九一五の一、二九一六の一、二九一七の一、二九一八の一、二九一九の一、二九二〇の一、二九二一の五、二九二一の八から二九二一の一五まで、二九二一の一八、二九二二の一、二九二三の一、二九三二の一、二九三三、二九三五の一、二九三六の一、二九三九、二九四〇の一、二九四三の一、二九四四の一、二九四五の一、二九四八、二九四九、二九五三、二九五五、二九五六、二九五八、二九六〇から二九六二まで、二九六六の一、二九六七の一、字仲ノ内二九八四、二九八六の一、二九八六の二、二九八七の一、二九八九の一、二九九一の一、二九九一の二、二九九三の一、三〇〇三の一、三〇〇七の一、三〇〇九、三〇一九の一、字石神二九六八の三、二九七六、二九八〇、字今中二八五〇の三五、二九七九、二九八二の三、二八七三、二八七四、二八七八、二八八一の一、二八八二、二八八三、二八八四の一、二八八五の一、二八八五の二、二八八六の一、二八八七の一、二八八八、二八九二から二八九四まで、二八九六の一、二八九七の一、字縄附二八四二の一、二八四二の二、二八四五、二八四六の一、二八四七、二八四八の一、二八五三、二八五四の一、二八五六、二八五八の一、二八六一の一、二八六二から二八六四まで、二八六六、二八六八の一、二八六八の二、二八六九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市雲岩寺字小桧沢八〇七の二、八〇七の一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上沢字八鬼山八九二、九〇八から九一〇まで、字柴山八九三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字八鬼山九〇八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）